### 山口県内水面漁業振興計画(案)に対する意見の募集結果について

山口県では、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、本県内水面漁業を総合的に振興するため、「山口県内水面漁業振興計画」を策定しましたので、公表します。 また、計画の策定に当たり、計画案に対して実施したパブリック・コメント(県民意見の募集)の結果について、併せて公表します。

#### 1 公表する資料

- (1) 山口県内水面漁業振興計画(概要)
- (2) 山口県内水面漁業振興計画(全文)

#### 2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集期間 平成28年5月30日(月)から平成28年6月29日(水)まで
- (2) 意見の件数2人 29件
- (3) 意見の内容と県の考え方別紙のとおり

## 【全体に関すること】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1		本計画は、国の基本方針を踏まえ、内水
	あれば、	面漁業を総合的に推進するために講ずべ
		き施策等の基本方向性を明示したもので
	図上図示	あり、各種施策の取組事例によって実施状
	・種苗放流の実績推移	況を把握・点検することとしております。
	· 内水面漁業協同組合 正組合員、従事	また、具体的数値等につきましては、「や
	者の人数推移 (グラフ図示)	まぐち農林水産業活力創出行動計画」やホ
	・内水面漁業協同組合 出荷額推移(グ	ームページ「海鳴りネット」等にてお示し
	ラフ図示)	ております。
	等、現状を表すデータを分かりやすく	
	提示すべきと考えます。	
	其の上で再度意見募集実施を宜しく	
	御願い致します。	
2	各項目に対する意見でも述べており	
	ますが、計画(案)内で具体的な数値の提	
	示(現状値、目標値)が見当たりません。	
	これでは計画(案)の妥当性を判断す	
	る事も、計画期間最中・計画最終時点で	
	評価を行う事も困難と思われます。各施	
	策について現状の数値と具体的数値目	
	標を明示すべきと考えます。	
	其の上で再度意見募集実施を宜しく	
	御願い致します。	
3		関係する法律の名称及び条項を明示しているようなでは、策測明瞭かる計画の知
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ているところですが、簡潔明瞭な記載の観
	えます。  せのしる更度発見真体実体な会しく	点から、条文の記載はしておりません。
	其の上で再度意見募集実施を宜しく 御願い致します。	
4	1 2	   具体的に関係する計画については本文
4	「宗の行権引回この関係を引回(采)下に   図示すべきと考えます。	中に記載しております。また、本計画の推
		進にあたっては、関係部局と連携し、施策
	ブリック・コメント案件ではその様な記	
	述を見かけます。)	
5	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	今後も、明瞭な標記に努めてまいりま
		す。
	再度精査頂けましたなら幸いです。	, ,
	TATA A C C A D T C C D O	

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	当計画(案)では、いつどこがどの様に	計画の評価・再検討については、施策の
	計画を推進し、進捗を評価するのか記述	進捗状況を毎年度把握し、国の制度や社会
	が見当たりません。期間中の推進母体・	情勢に大きな変更があった場合には、必要
	評価主体と評価時期・評価方法、計画期	に応じて計画を見直します。
	間最終時(平成30年度/2018年度)に何を	
	もってどこが評価を実施するのか明示	
	すべきと考えます。	
	其の上で再度意見募集実施を宜しく	
	御願い致します。	
7	可能であれば年次把握が誰でもし易	ご意見を踏まえ、元号と西暦の併記がで
	いように年代は元号西暦併記頂けまし	きる個所は修正を実施しました。
	たら幸いです。	

## 【内水面水産資源の回復に関する施策について】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	アユ増殖・モクズガニ増殖の記述があ	アユ、モクズガニは各内水面漁業協同組
	りますが、これらを振興計画に上げるの	合により種苗放流や漁場造成が行われて
	であれば、	おり、本県全域における有用資源となって
	・現在漁が行なわれている地域地図上図	おります。このため、効果的放流手法の普
	示	及、種苗放流の技術的支援等を行うこと
	・現状の漁獲状況を明示の上で漁獲拡大	で、内水面漁業協同組合による効果的な増
	目標も明示すべきと考えます。	殖対策を推進し、資源の回復を図ることと
	技術の指導向上を目的とし漁獲量ま	しております。
	では目標としない、としても、特に対策	
	を実施する地域の設定は必要と感じま	
	す。	
	其の上で再度意見募集実施を宜しく	
	御願い致します。	
9	「アユ、モクズガニ以外の重要な魚	内水面漁業協同組合では、うなぎ、ふな、
	種」という記述がありますが、計画(案)	ます類の種苗放流、はやの産卵場造成を実
	として漁獲目標を掲げるまでしないと	施しております。これら魚種の資源回復を
	しても、具体的な魚種、生育域/漁獲域、	図るため、各河川の状況に応じ、内水面漁
	漁獲量を明示しておくべきと考えます。	業協同組合と連携を図り、必要な対策を進
	其の上で再度意見募集実施を宜しく	めていくこととしております。
	御願い致します。	
10	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ご意見を踏まえ、対策の緊急性が高く防
		除を行う必要がある「オオクチバス等」を
	策を取るべき外来魚/外来生物、対策実施	
	地域を明示すべきと考えます。	また、オオクチバス等によるアユ等への
		食害が本県全域に拡大していることから、
	御願い致します。	内水面漁業協同組合による駆除等を支援
		し、効果的な外来魚対策を進めていくこと
		としております。
1		

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
11	「養殖業の推進」の記述があります	ホームページ「海鳴りネット」にて内水
	が、「推進」を振興計画に入れるのなら	面養殖経営体数及び収穫量をお示しして
	ば	おります。
	・現在養殖業が行なわれている地域地図	なお、養殖業実施場所の地図上図示等に
	上図示	つきましては個人または法人等に関する
	・現状の養殖業状況(売り上げ等)	秘密を保護するため、公表は予定しており
	を明示の上で売り上げ推進の目標も	ません。
	明示すべきと考えます。	
	売り上げ金額を目標としない、として	
	も、特に対策を実施する地域の設定は必	
	要と感じます。	
	其の上で再度意見募集実施を宜しく	
	御願い致します。	
12	「伝染性疾病の予防等」の記述があり	伝染性疾病をまん延防止のために構ず
	ますが、具体的な予防程度の目標設定は	べき対策の方針をお示ししたものであり、
	困難と感じますが、過去数年来の各種疾	基本的には伝染性疾病を未然に防止する
	病の発生状況は資料として記載してお	こととしております。またコイヘルペスウ
	くべきと考えます。	イルス病については発生が確認された際
	其の上で再度意見募集実施を宜しく	には報道機関への情報提供を行い、関係機
	御願い致します。	関と連携を図り、まん延防止に努めます。
13	内水面漁業における漁獲物を加工し	ご意見のとおり、県産農林水産物を活用
	長期保存が可能になれば、計画的な加工	した加工品の販売促進は重要と考え、農林
		漁業者等による6次産業化や農商工連携に
		よる新商品開発、販路開拓などの取組につ
		いて支援しているところであり、こうした
		支援制度を活用していただけるよう、引き
		続き、関係機関と連携した取組を進めてま
	す。	いります。
14		ヤマトシジミにつきましては、平成23
		~平成25年度に県内3河川で資源状
		態・生息環境調査を実施の上、必要な増殖
	減少傾向にあるので、資源保護、漁場の	
	確保を支援する施策の計画を要望しま	
	す。	参考とさせていただきます。

## 【内水面における漁場環境の再生に関する施策について】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
15	①~⑤、各々関係する県各種施策計画	内水面漁業の一層の推進に向け、関係部
	があるはずです。	局と連携し、施策を進めてまいります。
	それらを計画に明示し、推進の際には	
	他計画との整合性をはかり関係部署と	
	調整の程宜しく御願い致します。	

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
16	「①水産資源の生育に資する水質の	本項目は、国の基本方針に即して、水質
	確保」では生活・工場・事業場排水につ	への影響が大きい生活排水・工場排水につ
	いての記述のみとなっておりますが、水	いて明記したものです。また、埋立に係る
	質を悪化させるものは陸上施設の排水	手続き等につきましては、公有水面埋立法
	だけではありません。又、河川湖沼の水	に基づき実施されるものであり、計画に含
	質のみ確保すれば良いものでも無いは	めることは考えておりません。
	ずです。	
	・船舶排水の規制監視	
	・水域関係埋立・工事事業の監視、埋立	
	の許可申請・延長申請についての厳格	
	な対応	
	を計画内に組み込むなりの対応を宜	
	しく御願い致します。	
17	「水質の確保」に関係して、現在県内	
	で行なわれている埋立事業・埋立許可事	
	業を地図上図示して県民に示す事が大	
	切と考えます。	
	其の上で再度意見募集実施を宜しく	
	御願い致します。	
18		当該項目は河川法に基づく河川整備を
		推進するにあたり内水面漁場環境の再生
		に関する指針を明記しているものである
	ずですので、記述を変更/修正すべきと考	ため、原案のとおりといたします。
	えます。	
	(例)河川→河川湖沼、河川湖沼等・汽水	
	域	

# 【その他の内水面漁業の振興に関する施策について】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
19	「地域住民等が連携」との記述があり	今後とも、活動内容や活動成果のPR等に
	ます。「地域住民」とすると市民県民全	より県民への内水面漁業の理解促進に努
	般を指すこととなりますが、其の多くが	めて参ります。
	「会社・団体勤務(とその家族)」とな	
	ると思われますので、企業・団体への積	
	極的な情報提供を実施願います。	
20	漁獲量や組合員及び遊漁者の減少に	内水面の維持・発展には内水面漁業協同
	伴って漁協の運営資金が減少し、放流用	組合の役割が非常に重要であると考えて
	種苗の購入費さえ確保するのが厳しい	おり、いただいたご意見は今後の施策推進
	現状であり、山口県内においても漁業協	の参考とさせていただきます。
	同組合を解散する事態が発生していま	
	す。内水面漁協の活動を県民に啓発し、	
	健全な漁協運営を支援する施策の計画	
	を要望します。	

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
21	組合員の高齢化や生活スタイルの近	いただいたご意見は今後の施策推進の
	代化に伴い、昔から引き継がれてきた伝	参考とさせていただきます。
	統漁法が消滅しかけていますので、早急	
	な対策を要望します。	
22	河川の恵みである漁獲物を食する魚	いただいたご意見は今後の施策推進の
	食文化を普及させるための活動を支援	参考とさせていただきます。
	する施策の計画について併せて要望し	
	ます。	

## 【その他について】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方			
23	当案件5頁ほどの資料案件ですが、本	本パブリック・コメントは「山口県パブ			
	来ならば意見作成の為には国・県の関係	リック・コメント制度度実施要綱」に基づ			
	指針・計画・法律法令・諸施策も確認す	き、1ヶ月の意見提出期間を定めて実施し			
	るべきであると考えます。又、各項目の	たものであり、期間延長、再実施は考えて			
	意見にも記述致しましたが、計画として	おりません。			
	内容に不足点多々あると考えます。	いただいたご意見は今後のパブリッ			
	その様な意見募集を他案件と募集期	ク・コメントを実施する際の参考とさせて			
	間重なる中、通常のパブリック・コメン	いだきます。			
	トと同様の1ヶ月の期間設定は短いと				
	感じます。				
	資料再提示の上での期間の延長又は				
	意見募集再実施を求めます。				
	(県のパブリック・コメントに関する				
	条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1				
	回限定とはしていないと記憶しており				
	ます。)				
24	県行政では、1企業の申請に対して、				
	内規に定める期間を超過して「資料不				
	足」を理由に「資料再提出」を指示し、				
	長期検討を実施している例があります。				
	「県民=主権者」からの「資料不足又				
	は期間不足による意見募集の期間延長/				
	再実施」の要請を断るのであれば、その				
	理由を明示願います。				

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
25	1 1	本パブリック・コメントは「山口県パブ
		リック・コメント制度実施要綱」に基づき
	分なされたか」を判断する為にも、「県	平成28年5月25日に報道各社に発表
	のホームページ=県行政に関心又は用	
	事の在る県民が参照する媒体」では無	また、水産振興課のホームページに掲載
	く、一般県民が広く目にするであろう新	するとともに、新聞広告(6月2日付け山
	聞にどう広告掲載した/記事掲載された	口新聞・中国新聞に突出広告を掲載)によ
	のか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』	り広報に努めました。
	を提示願います(記事の場合は把握して	
	いる範囲内で)。	
26	県広報誌には当パブリック・コメント	県広報誌は、隔月発行となっており、原
	の記事、又はパブリック・コメント(県	稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に
	民意見の募集)全般の記事・記載は無か	速報性のある県ホームページや新聞広告
	ったと記憶しております。未記載理由を	等を活用した広報に努めています。
	明示願います。	また、新聞広告は「山口県からのお知ら
27		せ」又は「突出広告」としており、本パブ
		リック・コメントについては、「突出広告
		(6月2日付け山口新聞・中国新聞)」に
	公報)には、当パブリック・コメントの	•
	記事、又はパブリック・コメント(県民	
	意見の募集)全般についての記述も無か	
	ったと記憶しております。未掲載の理由	
	を明示願います。 (パブリック・コメントの広告を小さく	
	掲載するよりも、紙面を広く取っている	
	「山口県からのお知らせ」の項目の1つ	
	とする方が明らかに県民の目に留まる	
	と思われます。)	
28	1 * 1	本パブリック・コメントは「山口県パブ
		リック・コメント制度実施要綱」に基づき
	への意見送付県民数・意見数より、広報	平成28年5月25日に報道各社に発表
	が十分になされたのか御判断の上明示	しました。発表した内容は水産振興課のホ
	願います。	ームページに掲載するとともに、6月2日
		の新聞紙面(山口新聞、中国新聞)にて広
		報を行った結果、2名の方から29件の提
		出意見がありました。
29	当件の内容は地域性専門性が極端に	
	高いものと考えます。	山口県内水面漁場管理委員会、漁業団体
		等、多様な関係者の皆様からの意見をお聞
		きし、その意見を踏まえて計画(案)を作
	事者)や専門家からの直接の意見聞き取りなった。	放したものです。
	り等の実施を御願い致します。	

山口県農林水産部水産振興課生産振興班

担 当:池田 昌代 電 話:083-933-3540 FAX:083-933-3559

 $\hbox{$E$-mail: ikeda.masayo@pref.yamaguchi.lg.jp}$